

栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」PRグッズ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市のマスコットキャラクター「くりちゃん」(以下「くりちゃん」という。)の認知度アップと栗東市のPR、また、頑張る市民を応援することを目的として作成した「くりちゃん」PRグッズを無償で貸出し又は配布することについて、必要な事項を定めるものとする。

(PRグッズ)

第2条 貸出し又は配布するPRグッズは、別表に定めるとおりとする。(貸出し又は配布の対象)

第3条 PRグッズの貸出し又は配布の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市外で開催されるスポーツ、芸術、文化等の大会や競技会等に、栗東市から参加する市民又は団体に、大会や競技会等での応援や市のPRに使用する場合
- (2) 市民又は市民団体が、市内外を問わず、栗東市の魅力を伝えるために各種イベント等で使用する場合
- (3) その他第1条の目的に沿ったものと認められる場合

(貸出期間)

第4条 PRグッズの貸出期間は、貸出返還にかかる期間を含め、7日以内とする。ただし、7日を超える期間が必要と認められる場合は、この限りでない。

(申請)

第5条 PRグッズの貸出し又は配布を希望する者(以下「申請者」という。)は、イベント等開催日10日前までに、「くりちゃん」PRグッズ貸出し・配布申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、シティプロモーション推進課に提出しなければならない。

- (1) 大会やイベント等の計画や概要が確認できる書類
- (2) その他シティプロモーション推進課が必要と認める書類

(遵守事項等)

第6条 申請者は、貸出し用PRグッズの使用が終わった時は、直ちに返却しなければならない。

- 2 申請者は、PRグッズを第三者に転貸してはならない。
- 3 貸出し用PRグッズを紛失又は損傷した場合は、速やかに「くりちゃん」PRグッズ紛失(損傷)届(様式第2号)を提出しなければならない。
- 4 貸出し用PRグッズを紛失し、又は故意に損傷した場合は、実費相当額を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はシティプロモーション推進課秘書・広報担当課長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月 1日から施行する。

この要領は、令和8年5月15日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区分	品名	参考
貸出し	横断幕 (大サイズ) 1200×3000 (mm)	1. 「きつとうまくいく」バージョン 
	横断幕 (小サイズ) 800×1800 (mm)	2. 「うますぎる栗東」バージョン  3. 「がんばれりっとう」バージョン  ※いずれも素材はトロマット
	ぬいぐるみ(大サイズ)	 (大)高さ 50cm 程度 (小)高さ 30cm 程度
ぬいぐるみ(小サイズ)	B1 サイズ ※グロスターポリン素材 ・上下に塩ビ製のパイプ ・壁掛け用の紐(綿)	
	タペストリー 1030×728 (mm)	

別表2 (第2条関係)

区分	品名	参考
<p>配布</p> <p>※無くなり次第終了</p>	メモ帳	
	ポケットティッシュ	
	蛍光ペン (ピンク)	
	蛍光ペン (イエロー)	
	ワッペン (裏アイロン接着仕様)	<p>直径 50 mm、丸型</p> 
	ワッペン (裏安全ピン +クリップ付)	<p>直径 50 mm、丸型</p> 
	缶バッジ (裏安全ピン +クリップ付)	<p>直径 57 mm、丸型</p> 